平成２２年（フ）第８３４号
埼玉県川口市西青木１丁目25番12号　笹山方
債務者　川路　勝義
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４６号
千葉県長生郡長柄町山根1981番地60
債務者　矢部　利美
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第５６号
千葉県長生郡睦沢町川島1902番地15
債務者　香取　美香
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第５９号
千葉県茂原市南吉田1742番地11
債務者　小川　典之
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第６１号
千葉県茂原市谷本224番地
債務者　松野日出子
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第６２号
千葉県茂原市清水2571番地８
債務者　子安　真弓（旧姓出野）
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第６５号
千葉県茂原市中の島町293番地
債務者　府瀬川和夫
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第６６号
千葉県茂原市中の島町293番地
債務者　府瀬川美代
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第６８号
千葉県茂原市高師257番地11
債務者　河野　栄一
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第７４号
千葉県茂原市長尾2250番地　レオパレスグリーンシャトー301号
債務者　滝口　丈之
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第３７号
福井県敦賀市莇生野53号160番地
債務者　田中　　宣
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２２年（フ）第２９６号
愛知県岡崎市明大寺町字仲ケ入38番地８　キングスコート東岡崎806
債務者　鈴木八千代
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第４２４号
愛知県西尾市新渡場２丁目４番地１　サンハイツ102号室
債務者　水野　孝二
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第６１２号
滋賀県高島市今津町名小路１丁目６番地８　今津第一ビル406号、前住所滋賀県高島市今津町浜分550番地16
債務者　高月　伸行
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５２１号
兵庫県尼崎市西昆陽３丁目32番15―301号
債務者　野村沙矢香（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第５３９号
兵庫県西宮市浜甲子園３丁目12番11号
債務者　柳生みつ子
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１５号
兵庫県丹波市柏原町見長13番地　泉都ハイツ柏原201号
債務者　古末　政之
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２２年（フ）第１７６号
兵庫県高砂市梅井２丁目５番１―505号
債務者　井上　治美
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部